

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十八年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
岡下矯正歯科	（変更前） 橿原市久米町六一五 （変更後） 橿原市石川町二八二―三	平成二十八年四月一日